



憲法違反の「クリアファイル調査」は中止・撤回を! 「密告」「相互監視」ではなく、「共同」の学校づくりをこそ!!

▼「クリアファイル調査」を全道の公立学校で!?

道教委は、10月14日付で「校内におけるクリアファイルの配布等に関する調査について」の通知を出しました。調査事項は(1)校内におけるクリアファイルの配布について(2)校内におけるクリアファイルの状況についての2項目、各学校からの提出期日を11月2日までとしています。

道高教組が作成し、高教組の組合員に配布した「アベ政治を許さない」のクリアファイルに対して、自民党・道議会藤沢議員が9月29日の道議会で取り上げ、「禁止している政治的行為に該当する」として道教委に質問していました。その結果、道教委は道議の求めに応じ、道立学校だけでなく、小中学校にも調査を行うとしたのです。

様式1 校内におけるクリアファイルの配布等に関する調査票(道立学校・職員用)

学校種別	
学校名	

この調査は、道内の一部の学校で、職員室内の教職員の前には、教育の政治的中立性を疑われしめるクリアファイルが置かれていたことが確認されたことから、学校の状況を把握するため、各職員が所持している事実について、無記名により報告を求めるとです。あなたの回答が、次の調査項目について、見逃しの恐れは、本調査委員作成し、提出して代わります。

なお、調査票の作成は任意であり、また、次の2つの項目について質問したことはない場合は、作成不要です。

1 「アベ政治を許さない」という文書が印刷されたクリアファイルが、校内で職員が配布しているところを見たことがある場合、見たときの状況(いつ、どこで、誰が、誰に配布していたか)を記入してください。

2 「アベ政治を許さない」という文書が印刷されたクリアファイルについて、校内で「置かれている」「放置されている」「職員が使用している」を見たことがある場合、見たときの状況(いつ、どこで、どのような状態にありましたが、又は、いつ、どこで、誰が、どのように撤去していましたか)を記入してください。

※ 記入例
 ・ 学校名(所属)、職員室のPCの横(机の上)の扉の裏に貼られていた
 ・ 学校名(所属)、職員室の扉に貼られていた
 ・ 学校名(所属)、職員室の扉に貼られていた
 ・ 学校名(所属)、職員室の扉に貼られていた
 ・ 学校名(所属)、職員室の扉に貼られていた

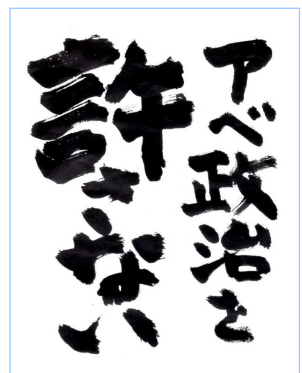
▼問題点①～憲法28条(団結権)に違反する不当労働行為

このクリアファイルは、「『教え子を再び戦場に送らない』の誓いのもとに、子ども・青年の明るい未来をきりひらく」を綱領に掲げている道高教組が「アベ政治を許さない」を掲げる市民運動に賛同して作成し組合員に配布したものです。不特定多数へ配布したのでもなければ、それを使って授業したり、掲示したりしたということでもありません。組合の機関誌を配布するのと同じ、正当な組合活動です。そのことは、道教委による事前の電話調査でも明らかになっているのです。

それにも関わらず「政治的行為」の「配布」の「おそれがある」としてこのような調査を強行することは、明らかに組合活動への介入に当たり、憲法28条(団結権)に違反する不当労働行為です。

▼問題点②～憲法21条(表現の自由)を真っ向から否定する言論統制

道教委自身も通達でクリアファイルを机の上に置くこと、校内で個人的に使用することは直ちに「政治的行為」に当たると言えないと、通知で示しているのです。にもかかわらず「教育の政治的中立性を疑わしめる」として調査を強行することは、「教職員が政治に関して発言することは一切許さない」という印象を強く与えます。教職員を委縮させて口をつぐませることにつながり、憲法21条(表現の自由)を真っ向から否定するものです。釧路合研の講演でも語られたような、言論の統制を図る戦前の教育体制をも彷彿とさせます。



▼問題点③～「密告」「相互監視」を奨励しかねない調査方法

調査の方法も問題です。「校内で職員が配布しているところを見たことがあるか」「置かれている、放置されている、職員が使用しているところを見たことがある」と、他の教職員の行為についての見聞にまで及んでいるのです。まさに「密告」「相互監視」を奨励しかねないものになっています。これは、2010年に全道で強行された「服務規律調査」と同様の調査方法であり、校長・教職員相互の信頼関係・協調関係を根底から破壊されかねません。「政治的行為」を名目にして不当な圧力を押しつけられる校長、現場教職員の負担と苦悩は計り知れません。まさに、道教委の教育に対する見識が問われているのです。

▼臆することなく「共同」の学校づくりを進める主体となろう！

道高教組は、憲法に違反するこの調査に対して断固抗議し、中止・撤回を求める要求書を道教委に提出しました。道教組も10月19日にこの問題への見解を公表しています。私たち全釧路教職員組合も、憲法違反の不当な「調査」は撤回されてしかるべきであると考えます。

私たちの組合活動が、この調査によって萎縮していくことはありません。教育への管理統制が厳しさを増す今こそ、職場での組合員の存在意義は大きくなっています。私たちは、民主教育を守る、共同の学校づくりを進める主体として、堂々と組合活動、教育活動を進めていきましょう。世の中の動きについて大いに語り合い、平和や民主主義について、子どもの未来について、仲間とともに考えていきましょう。不当な圧力によって、民主主義を、教育を、犠牲にすることはできません。

▼「推理」(藤富保男)～根拠なき推理の生む虚像

結局何もなかったが
何かがあったのだ
この雨の公園で
そういう
ことに
する



かなり雨が公園をぬらしていた
のではなかった
そこには一人の犀の如き男がベンチに坐っていた
のではなかった
その人のレインハットが公園一杯に拡がろうと
ノしている
のでもなかった
その男のわきに汽船のような女が坐っていた
のでもなかった
雨が幻想の荒縄の様に降っていた
のでもなかった
公園には不必要な星が落ちてきて
男が巻尺のようにののののののののののびて
海まで到着し 波の中で少々とけて行く
と

推理

藤富保男

「かなり雨が公園をぬらしていた」という事柄を述べながら、直後に「のではなかった」と、その事柄、事実は否定されています。その後も次々とイメージが繰り返して展開されますが、しかしそれらは全て「のではなかった」「のでもなかった」「ということもなく」と否定されます。「結局何もなかった」のです。

しかし、「結局何もなかったが何かがあったのだ」と、異常とも思えるイメージが現実のものとしてされています。「のではなかった」と後から否定されても、次々と非現実のイメージを並べ立てられると、まるでその公園で何かがあったかのように思えてくるのです。

この詩の題名は「推理」です。推理と

いうものは、本来、しかるべき事実を手がかりとして合理的に推測し結論に至るものです。ところが、この詩では全て「のではなかった」と否定されており、推理の手がかりとなる事実は何一つないのです。

それでも「結局何もなかったが何かがあったのだ」と言われると、読者は、事実、意味の上で否定しても、イメージの上では何かがあったかのように感じさせられてしまいます。「のではなかった」といくら否定しても、イメージの上で虚像が次第に形成されて、挙げ句の果てに「何かがあったのだ」と思い込まれるのです。

クリアファイルの「調査」も同じです。「政治的行為」の「配布」の「おそれがある」と言いますが、不正な組合活動をした事実はどこにもないのです。にもかかわらず事実に基づかない調査を強行することは、組合が何か不正なことを行っている、そういう悪い団体であるというイメージを作り上げるための調査であると言われても仕方がないのです。